

市内の妊娠の方全員

妊娠健診や出産等に係る交通費が一部助成されます！



対象者

- ◆陸前高田市に居住し、住民基本台帳に記載されている妊娠婦等

助成額

- ◆上限 100,000円

対象経費

岩手県内や宮城県内の病院への通院が対象となります。

- ◆妊娠健診や診療（妊娠及び出産前までに必要な診療に限る）、分娩のため自宅から医療機関へ移動した交通費（バス、タクシー、有料道路、自家用車）
- ◆総合周産期母子医療センターにて健診等が必要と診断された生後1歳までの乳児（ハイリスク児）の保護者の交通費
- ◆入院や分娩待機のための宿泊費（上限10,500円/泊）
- ◆その他
里帰り先の居住地（岩手県、宮城県以外も含む）から、医療機関まで片道60分以上の移動時間を要する場合は、助成対象となります。

申請期限

- ◆妊娠婦：最後の妊娠健診受診日から1年以内
- ◆ハイリスク児の保護者：総合周産期母子医療センターにおいて健診又は診療が終了した日若しくは当該乳児の1歳の誕生日から1年以内
- ◆転出する場合、早めに申請手続きしてください。
- ◆期限を過ぎる場合は、保健課までご連絡ください。

申請方法

①来庁申請（所要時間5分程度）

下記の二次元コードより来庁申請日を予約の上、必要なものを持参して、陸前高田市役所2階保健課窓口までお越しください。ご本人の来庁が難しい場合は、代理の方でも申請が可能です。



←来庁申請日予約はこちらから



②オンライン申請（所要時間20～40分程度）

来庁が難しい場合は、下記の二次元コードより申請手続きをしてください。



←オンライン申請はこちらから



※一部助成を申請しない方も、上記の①二次元コードより必要事項を入力してください。

申請に必要なもの

- ①母子健康手帳
- ②振込先の通帳又はキャッシュカード
- ③医療費領収書及び診療明細書（妊娠健診以外で病院を受診したことがある方のみ）
※バス等の公共交通機関又はタクシーを利用した場合、領収書が必要となります。
※ハイリスク児の保護者は、総合周産期医療センターで健診又は診療を必要とする場合、疾患等を証明する書類又は受診証明書（様式第2号）が必要となる場合があります。